

東京における共助社会づくりを進めるための取組について
～お互い様の心を大切にした社会を～

〔 提 言 〕

平成27年12月16日

共助社会づくりを進めるための検討会

提言にあたって	3
本提言の要約	5
第1章 目指す共助社会東京	6
1. 共助社会とは	6
2. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会	7
3. ボランティア活動への期待	9
第2章 活動に参加しやすくなるための基盤整備	10
1. 各種情報の収集とシステムの整備	10
2. 迅速な情報提供	11
3. 活動する機会・場の充実	12
4. 活動側と受入れ側をつなぐ人材の養成	13
5. 災害への確実な備え	16
第3章 活動に参加しやすい働きかけ	18
第1節 活動を身近にする取組	18
第2節 多様な活動を支援する仕組み	19
1. 地域における支え合い	19
2. 他者協働の場づくり	20
3. 多文化共生のまちづくり	22
4. 自己実現と社会参加の機会づくり	23
第4章 多様な主体が集積する東京の特性の活用	28
第1節 協働	28
1. 教育機関	28
2. 企業	29
3. NPO	31
4. 社会福祉協議会	32
5. 社会福祉法人等の公益法人	33
第2節 多様な主体による連携の強化	34
第3節 東京全体での気運の盛り上げ	35
第5章 ボランティア活動の継続・発展に向けて	36
1. プロセス重視	36
2. PDCA（計画・実行・検証・改善）サイクル	36
3. 地方との共存、国際化	37
4. 寄附文化の醸成	38
第6章 各団体・組織への期待	39
1. 中間支援組織への期待	39
2. 東京都への期待	40
資料編	42
1. ボランティア活動について	42
2. 企業の社会貢献活動について	44

3. 検討会設置要綱	46
4. 検討会委員名簿	48
5. 検討会検討テーマ	48

提言にあたって

近年、幅広い分野において様々な社会的課題の解決を目指すボランティアやNPOなどの市民活動が活発化している。また、東日本大震災などを契機に、社会貢献活動を積極的に行う企業も増えている。

これらの背景には地域生活の中で人々が抱える問題がますます多様化、複雑化する中であって、住民自らによる自助、行政が公平・均一的に提供する公助に加えてこうした「共助」で解決を図ることの有効性が社会全体で認識されてきたものとする。

東京は将来に向けて、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来や首都直下地震への対策など様々な課題を抱えており、財政負担の面だけでなく、一人ひとりのニーズにきめ細かく対応し、豊かな生活を実現するには、自助、公助、共助がバランスよく機能することが不可欠である。

とりわけボランティアをはじめとする共助は、柔軟性やきめ細やかさ、先駆性、専門性等の優れた特性を備えており、個別性を要求される地域のニーズの解決に大きな力を発揮することが期待されている。

そうした中、東京では2020年にオリンピック・パラリンピック競技大会が開催される。2012年のロンドン大会には大会運営や観光客のもてなしなどの面でボランティアが大きな力を発揮した。東京においても2020年大会の成功にはより多くのボランティアの参画が欠かせないが、その活動は直接大会の運営に貢献するだけでなく、東京にその後もボランティアをはじめとする共助の精神をレガシーとして受け継ぐ原動力になるものとする。

東京にとって2020年は人口が減少に転じる大きな転換点でもあるが、こうした世界のどの都市も経験したことのない大きな社会課題を克服するためにも東京に共助を定着させていかなければならない。

そもそも共助とは、「お互い様」の心をもって、皆で共に生きることができる社会を創りあげることであり、その根底には、一人ひとりの存在を大切にするという精神がある。誰もが誕生を祝い「おめでとう」と言われる。そして人生の最後にあって世話になった人に「ありがとう」と言う。この「おめでとう」で始まり、「ありがとう」で終わる一人ひとりの人生を大切にすることが目指すべき共助社会ではないだろうか。しかも、人助けの相手に自分も同じ立場なのだから、過大な感謝や謝罪は不要とする意味で用いられるこの言葉が実践に結びつくことで、地域の人々が自然に助け合う社会（共助社会）の構築に繋がるものとする。

本検討会では、共助社会の実現に向けて、ボランティア活動をはじめ様々な社会貢献活動が、年齢、性別、障害の有無、国籍など様々な違いを超えて、東京に根付くための方策について、主として行政の支援強化、地域などにおける活動の活性化や円滑化、個人や団体の意識醸成など幅

広い観点から検討を行い、最終的に東京都に対して広域自治体として果たすべき役割を提言した。

今後、東京における共助社会実現のために、都民、民間団体、行政が主体的に考え、行動することを期待したい。

平成27年12月16日

共助社会づくりを進めるための検討会座長

市川 一宏

本提言の要約

本格的な人口減少社会を迎える東京が持続的に発展するためには、共に支え合う共助社会の実現が必要である。オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、共助社会を実現するために不可欠なボランティア活動を活性化させることが必要となる。

より多くの人々がボランティア活動に参加できるよう、多様な支援を行う。具体的には、求められている情報の収集と管理運営システム、利用しやすい多種多様なメニュー、活動等のために必要な情報を迅速に得られるシステムの整備、幅広い活動と場所等の開発、活動側と受入れ側をつなぐコーディネーターの養成、配置と支援、さらに緊急の取組課題となっている防災等への住民の参加による地域ネットワークの形成について、提案する。

また、活動を身近に感じてもらうために、ボランティア活動が幅広い活動であることを伝える方法、地域で生活する住民同士の交流や助け合い、町会、民生委員・児童委員、ボランティア等の地域の支え合い活動、専門職を中心とする虐待や孤立対応とボランティア活動との連携、外国人等との文化の相互理解と共生、青少年、社会人、高齢者、障害者等のボランティア活動を通じた社会参加についても提案する。

すでに東京では、多様な団体や個人が活動しており、素晴らしい実績も出されている。こうした実績を核に、点を線、線を面、そして立体へと構築していくことで、共助社会の実現が可能になるだろう。そのために、相互に連携を深めて、東京全体の気運を盛り上げていく。

これまでに掲げた取組が長期にわたって継続・発展できるよう、住民参加の仕組みの取り入れやPDCAサイクル、都外の地域との共存、寄附文化の醸成に関する取組を行う。

最後に、様々な方策を実現していくにあたり、推進役として中間支援組織¹や東京都への期待を述べる。

¹ 多元的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織。

第1章 目指す共助社会東京

本格的な人口減少社会を迎える東京が今後持続的に発展するためには、共助社会の実現が必要である。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、共助社会実現に不可欠なボランティア活動を活性化させることが必要となる。

1. 共助社会とは

東京都長期ビジョンを踏まえ、本検討会で考える共助社会を、互いの違いを尊重する社会、相互理解に基づく社会、協力し合って問題を解決していく社会、明日への希望を実現する社会、お互い様の心が根付いた社会とした。

東京都長期ビジョンにおいては、共助社会の実現が目標として掲げられている。

そもそも、共助社会とは都民一人ひとりが互いに支え合う社会である。本格的な人口減少社会を迎える東京が、様々な社会課題を解決して持続的に発展し、一人ひとりが夢や希望を持って生活できる都市となるためには、共助社会の実現が不可欠である。そのためには、ボランティア活動などの社会貢献活動を多くの人が当たり前に行う社会を目指していく必要がある。

本検討会では、共助社会を以下のように考え、目指すべき方向性として取組を提案する。

① 互いの違いを尊重する社会

多様性の視点は二つある。一つは、それぞれの個性、能力、生き方、世代、国籍、文化等の生活する上での一定の約束を前提に知り合い、認め合い、理解し合う多様性である。もう一つは、共助社会を目指すボランティア活動等の取組の多様性であり、当事者、住民、世代を超えた主体の多様性である。共助社会とは、これらの多様性が認められる社会である。

② 相互理解に基づく社会

共助社会とは、迷いながらも一人ひとりが人間としての誇りをもって、生活してきた姿に共感し、相互に理解を深めることができる社会であり、排除しない社会である。

③ 協力し合って問題を解決していく社会

社会で発生している問題をすべて行政だけが解決することはできないし、行政が解決することが適切でないものも数多くある。一方では、社会には様々な主体が存在し、それぞれの専門性・柔軟性・機

敏性などの特性を活かして、より都民のニーズに適した問題の解決を行っている。共助社会とは、このような協力と連帯に基づく社会である。

④ 明日への希望を実現する社会

それぞれが将来への希望を持ち、それを実現するために切磋琢磨することが許され、それが評価される社会である。

⑤ お互い様の心が根付いた社会

「困ったときはお互い様」という精神、困っている人を目にした時に「他人事ではなく自分事」として捉え、行動できる人・団体を増やしていくとともに、活動しやすい環境を整えることが、求められている。共助社会とは、お互い様の心が日々の生活の営みに根付いた社会である。

この共助社会を目指して、委員会では以下の目標を掲げた。

- T 多様性を尊重し、違いを認めあい
- O 思いやりの気持ちをもって
- K 協力しあい
- Y 夢を描く
- O お互い様の社会づくり

2. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

- 都内では、観光や防災など様々な分野でボランティア活動が実施されており、東京マラソンやスポーツ祭東京など大規模なスポーツ大会においても、数多くのボランティアが開催の成功を支えてきた。
- 2012年ロンドン大会では大会の成功にボランティアが大きく貢献したことから、2020年大会に向けてより多くの都民の参加が不可欠である。そのため、大会ボランティア²約8万人、都市ボランティア³約1万人の育成を行う予定となっている（詳細は次表）。
- また、2020年大会を契機に外国人がたくさん訪れることから、2020年に向けて外国人おもてなし語学ボランティアや観光ボランティアを育成していく。

² 競技運営やイベントサービス、輸送及びセキュリティなど、大会運営そのものを担うボランティア。2020年大会では、大会組織委員会が公募・育成・運用などを担う。

³ オリンピック・パラリンピック開催都市を訪れた観客や大会関係者に対し、空港や主要ターミナル駅、観光スポット等において、交通案内や観光案内などを行うボランティア。2020年大会では、都が公募・育成・運用などを担う。

〔大会におけるボランティア〕

ボランティア種別		目標値	目標年次
大会ボランティア		8万人	2020年
都市ボランティア		1万人	2020年
その他のボランティア			
	外国人おもてなし語学ボランティア	3万5千人	2019年度
	観光ボランティア	3千人	2020年
	おもてなし親善大使	1千人	2020年

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を、スポーツの祭典に終わらせることなく、それまで行われていたボランティア活動の延長線上に置く。そして、大会におけるボランティア活動で得た果実をこれからのボランティア活動のエネルギーとし、共助社会づくりを進めていきたい。

3. ボランティア活動への期待

共助社会を目指すためには、以下の基本的性格をもつボランティア活動の役割が期待されている。

- ① **自主性・主体性・自己実現**（自分が決める。他から強制されて行うものではなく、あくまで活動者自らの意思に基づいて活動に参加するとともに、自己の能力や経験、知識を活用して自己実現を図る。なお、無理をすることなく、活動者のできる範囲で行われる活動）
- ② **共助・互酬性・連帯性**（同じ社会の一員としてお互いを尊重し、ともに支え合い、学び合いながら力を合わせていく活動、相手のためだけでなく、自分のためでもあるお互い様の活動）
- ③ **多様性**（ボランティア活動には、目的、内容、担い手、時間、場所等多様な活動がある。そして、必ずしも高度な行動を求められているものではない。0か100ではなく0から99までの多様な活動）
- ④ **無償性・無給性**（ボランティア活動は、基本的には経済的な対価を目的とするものではない。相手が喜んでくれることが自分の喜びとなったり、今まで気が付かなかったことを知り、自分の世界を広げる等、お金では得られない精神的な報酬を得る活動）
- ⑤ **参加・創造性・開拓性・先駆性**（靴に足を合わせるのではなく、足に靴を合わせる活動→ニーズオリエンテッド、社会に存在する様々な課題の解決に向けて、柔軟に発想しながら、創意工夫し行動していく活動）

以上の性格を踏まえ、この提言においては、ボランティア活動を「自ら進んで、自分以外の人のために、基本的には経済的な対価を求めず、自分のできる範囲のことを行う活動」と捉えることとする。

そして、東京都においては、東京都長期ビジョン（平成26年12月東京都発表）に、一つの指標として示されているボランティア行動者率40%を目標として、共助社会の実現に向けて、様々な方策を行うこととする。

第2章 活動に参加しやすくなるための基盤整備

より多くの人ボランティア活動に参加できるように、多様な支援を行う。具体的には、求められている情報の収集と管理運営システム、利用しやすい多種多様なメニュー、活動等のために必要な情報を迅速に得られるシステムの整備、幅広い活動と場所等の開発、活動側と受入れ側をつなぐコーディネーターの養成、配置と支援、さらに緊急の取組課題となっている防災等への住民参加による地域ネットワークの形成について提案する。

1. 各種情報の収集とシステムの整備

現状・現状認識

- 共助社会の実現にあたっては、社会を構成する多くの主体が積極的に社会課題の解決に向けて行動することが理想である。すなわち、年齢や国籍の違い、障害の有無、専門知識の有無等に関わらず、すべての人が活動に積極的に参加する状態を作っていく必要がある。現在、参加に向けて様々な情報発信が行われているが、不十分である。

目指すべき方向性

活動のニーズの把握を前提に、求められる情報を提供する。例えば、ボランティアを求める人や施設の情報、助成金や会費・基金、ボランティア活動への参加を希望する人の情報等をデータベースにして管理し活動への参加に向けた働きかけを行う。

- 効果的に情報を発信していくためには、やみくもに情報提供するのではなく、誰に何をどうやってどこまで伝えるか、ターゲット・方法などを明確にする必要がある。
- 働きかけの効果が期待できる層は、関心はあるが、行動に移せない人である。
- 参加に至らない原因は、年齢や性別など人によって様々であり、グループに分けて個別に対策を考える必要がある。
- 青少年層、社会人、高齢者、障害者、外国人など、ボランティア活動等に参加してもらおうよう、対象に応じた情報発信や環境の整備の工夫を行う。
- 東京ボランティア・市民活動センターなどの中間支援組織やボランティア活動・NPOの活動の拠点が持っている情報がそれぞれの組織どまりになっていることが多い。そのため、都民が必要とする多種多様な情報を提供していくためには、ネットワークを構築して、

情報を相互に交換し、都内各地域に情報を届けていく仕組みが必要。

- 多くの企業、大学、NPOが集積しているという東京の特性を活かし、東京都ボランティア活動推進協議会の構成団体とも協力しながら、幅広く働きかけを実施する。
- 活動に参加するために大切な要素は、活動を自主的・主体的に進めるために活動したい、活動に関心が持てる、活動する時間や場所、課題解決のための活動内容など、本人が欲しいと願う情報を容易に手に入れることができることである。そのために、以下の諸点を挙げておく。
 - ① 活動に関する担い手、受入れ団体・組織の概要や、行いたいボランティア活動と行ってもらいたいボランティア活動等の双方が欲しいと思う情報が幅広く多方面から収集される仕組みづくり、特に都内外各地の活動拠点との双方向の情報の交換が必要である。
 - ② 容易に、いつでも、どこからでも入手できる環境の整備、利用しやすさが具備されている
 - ③ 多様なニーズに応えられる情報の集積と提供の仕組みづくり(例えば、活動したいがどこに相談する場所があるかわからない、活動にもう少し厚みをつけたい、資金が必要、こんな人材を求めているがリクルートできないか、こんな活動を編み出したい、漠然としていて具体的に活動のイメージはわからないが何かしたい、時間ができたので、今できる活動を知りたい、起業し、社会的貢献をしたい、生きづらさを抱え、心の病があり、閉じこもりがちの生活であるが、生き方を変えるために、社会参加の道を探す手伝いを探している、同じ障害を持つ人同士で活動を始めたい、日本語が十分でない子供の学習支援を求めている等)活動者側の主体的なニーズを受け止め、情報を整理し、創造的にプログラムづくりへと発展させる情報を集積させる。
 - ④ 活動団体の組織づくりに関する情報収集と戦略的な情報提供のシステムを開発する。
 - ⑤ 既存のプログラムに関する情報に留まらない活動者と支援組織の双方向による創造的・開発的情報を提供する。
 - ⑥ 日本語による情報提供に留まらない外国籍の人にも利用可能な数か国語の言語による情報提供・音声による提供を行う。
 - ⑦ 諸外国とボランティア・NPOに関する情報交換ができるよう中間支援組織を支援する。

2. 迅速な情報提供

現状・現状認識

- 内閣府の平成 26 年度社会貢献に関する実態調査によれば、ボランティア活動への参加を妨げる要因として「情報の不足」を挙げる回答、国・地方自治体等へ要望として、「情報提供や情報発信の充実」を挙げる回答が多い。より多くの人々が活動に参加し、満足感を得るためには、多種多様なメニューなど、すぐに情報を得られる環境の整備が求められる。

目指すべき方向性

様々なニーズを把握して収集した情報は、必要とする人に提供して活動に結び付けていく必要がある。

- 都民の活動に対するニーズが様々であることを考えると、活動につなげるために、提供する情報については、量と質双方を備えていく必要がある。
- 収集した内容については、参加しやすい活動情報となるよう加工し、検索方法を工夫することが必要である。
- スマートフォン用アプリの開発の他、あらゆるところから情報を引き出せるよう、電車や駅など人が多く集まる場所にある電子掲示板などで情報を発信していけるとよい。
- コーディネーターの養成を通じて活動機会を増やしていくことや、口コミによる情報発信の他、発信力の弱い団体への支援を行うなど情報発信を強化して、活動を希望する人に情報が届きやすくなる取組が必要である。
- 単純に行動を促すだけでなく、行動に至るには、知る→関心を持つ→調べる→参加する→参加・共有という一連の流れがあるので、それぞれの段階に応じて情報が得られる基盤を整えることが効果的である。
- 参加率を高めるためには、まず参加してもらうためのタイムリーな情報を提供し、参加をしてもらい、楽しかったと実感してもらうことが重要である。

3. 活動する機会・場の充実

現状・現状認識

- 東京で活動する人々の生活様式は様々である。仕事で忙しく、活動をしたくとも長い時間をかけられない人や、コミュニケーションが苦手な人と顔を合わせないような活動を希望する人など、活動に対するニーズも様々であり、さらに、今後ますます多様化していくものと予想される。したがって、こうしたニーズに合わせて活動のメニューも多くのものを用意する必要がある。

- また、活動したくとも活動の場を見つけることが困難という現場の声も寄せられている。メニューだけでなく活動の場なども開拓していく必要がある。

目指すべき方向性

多様な機会・場の提供とは、参加者の要望に応じ、かつライフサイクルに合わせた活動時間、活動場所、活動内容、活動目的、活動組織等の可能性をできるだけ広げることである。

- 様々な人がボランティア活動に参加できるようにするため、参加しやすいものから、社会的課題の解決のための明確な活動を用意する必要がある。その際、ぜひやってみようという、関心を引くようなプログラム、質の高いプログラムをどう作るかが推進側のポイントである。
- 仕事や子育て等多忙な人に向けて夜間や早朝のボランティア活動を用意するなど、ライフスタイルに合わせた多様な時間帯でのプログラム提供が必要である。
- 忙しい人でも参加できるように、ちょっとした時間でも参加できるちょこっとボランティアのメニューの準備が必要である。
- 家賃を払って事務局として使える場所を借りるという余裕がある団体は、実際に多くはない。そのため、団体が事務局として使えるスペースを提供してもらえると、継続して活動がしやすくなる。
- 団体が活動を継続するにあたり、法務や税務の難しい相談を受けられるシステムがあると良い。
- 活動の場（拠点）の提供という点では空き家を利用するのも一つの手である。

4. 活動側と受入れ側をつなぐ人材の養成

現状・現状認識

- 内閣府の平成26年度社会貢献に関する実態調査において、国・地方自治体への要望として、「ボランティア活動を行いたい人と受け入れる人を結びつける人（団体等）を養成・支援すべき」という回答が2番目に多いものとなっている。
- ボランティア活動は、基本的には相手の要望に応じた活動を模索し、行うものであり、自分の思いを相手に押しつけるものではない。ボランティアにはこの基本原則を理解してもらい、時として起こるミスマッチを埋める必要がある。
- ボランティア活動を行いたい人と受け入れたい人を結びつけるには、活動の質も考慮に入れた調整が必要となる。こうした調整を行

う存在には、個人としてボランティアコーディネーター、団体として中間支援組織がある。しかし、そもそも、こうした存在はあまり知られておらず、十分な数があるともいえない。

- 例えば、災害時にはボランティア活動を行うために衝動的に被災地を訪れる人がいるが、十分な情報・知識・道具を持たないまま来てしまうため、けがを負って足手まといになるなど、かえって被災地に迷惑をかけてしまう人がいる。活動を行う人と活動を受け入れる人それぞれのニーズを調整する存在が現場にすることで、活動者の安全が確保され、被災者のニーズに即した活動が実施されることになる。
- コーディネーターには、大きく分けて、ボランティアが活動する施設等に配置された受入れ型、またボランティアが所属する学校、企業等に配置される送り出し型、受ける側と送る側を調整するためにボランティアセンターに配置される仲介型が考えられている。
- 専門職としてのコーディネーターについては、その教育課程が未確立で、現場のOJTに育成を頼っているのが現状である。
- 地域の中間支援組織には様々な人がボランティアをしたいと訪れるが、活動につなげられるだけのプログラムがそろっていないのが現状である。
- 中間支援機能を有するのはボランティアセンターだけに限った話ではない。福祉施設など多くの施設で中間支援機能を発揮できるところがある。
- 国際協力の中間支援、環境分野の中間支援など東京には様々な機能や分野に特化した中間支援組織が存在している。

目指すべき方向性

① 人材：コーディネーター

コーディネーターの多様な役割を幅広く周知するための取組、実際に活動できる研修等の支援、配置の促進を図る。

- 受け手と担い手のニーズは簡単に合致するものではなく、ボランティア活動の推進にあたっては、担い手と受け手のコーディネーション⁴を行うコーディネーターの存在が必要となる。
- コーディネーターは単純に需給のマッチングを行うだけではない。以下のような役割を担い、ボランティア活動の効果を高める役割を持っている。
 - ・ ボランティア活動の価値を高め、活動の裾野を広げる。

⁴ コーディネーション…単なる連絡活動や上意下達方式の調整方法ではなく、二者あるいはそれ以上の個人、または組織、施設、団体の間に対等な関係を作り、各々が最大限にその特性を発揮できるよう、調整・調和を図ること。

- ・ ボランティアの力を引き出すために個々の特性・ニーズをつかみ、活かす。
 - ・ 活動継続のために、活動者の動機づけを維持・増進する。
 - ・ 活動者の安全と権利を守る。
 - ・ 異なる文化を持つ人（組織）同士のコミュニケーションの橋渡しを行う。
- コーディネーターとして慣れた担当者が異動してしまうことがあるので、専門職であるコーディネーターを配置できる体制の整備も合わせて必要である。
 - コーディネーションの考え方は、専門職としてコーディネーターの役割を担っている人でなくても、ボランティア活動に関わるすべての人に有用であるため、一般の人の中に広く周知してもらうことが必要である。
 - 一般の人にボランティアコーディネーションの考えを知ってもらうためには、特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会が実施しているボランティアコーディネーション力検定を多くの人に受検してもらうよう働きかけることも一つの方法である。その理由としては、テキスト購読や直前研修の受講を通してコーディネーションの考え方を学ぶことができるためである。
 - 組織側のニーズだけでなく活動したい側のニーズも踏まえて調整するために、受入れ組織にもボランティアコーディネーターの役割を担う人材が必要である。
 - 東京ボランティア・市民活動センターなどではこれまでも養成に向けた研修を実施しており、今後研修の対象者数を拡大する予定である。
 - コーディネーターについては、新たな参加プログラムの準備も重要。マッチングしようにも、そもそものプログラムがなければマッチング自体できない。
 - 面白い活動や一日でできる活動など、とにかくバリエーションを広げないと、情報発信を充実させても活動に繋がらない。

② 中間支援組織

中間支援組織とは、「市民社会に参加する個人、組織を支えながら、地域の課題を解決するためのプラットフォーム（他者協働の場）を作る組織」であるという考え方があり、例えば、NPO支援を行っているNPO各種法人や団体、施設、機関、ボランティア・市民活動センターなどが挙げられる。地域の諸課題解決のための社会活動に自主的、主体的に参加する市民、NPO、企業等の間に立って、それぞれの活動の支援や協働の促進などの様々な活動を行っており、このような中間支援組織

の活動が拡大することによって地域における多様な団体へのボランティア参加がより活発化することが期待される。

- 地域のボランティア・市民活動センターやNPO支援センターは、住民にとって身近な相談場所として、コーディネーターの存在によりボランティアの力が欲しい人・団体や地域や人・団体のために役に立ちたいという人・団体をつなぐ場所である。地域において交わりがなかった団体をつないで相互の理解を深め、それぞれの団体の強みを活かしながら課題に取り組むという活動も行っている。
- しかし、その存在が十分に知られていないこともあり、身近なものとしてより親しみを持ってもらうためにも、コーディネーターのみならず多くの市民や企業、NPOなどにセンターの運営に参画してもらうことが必要である。
- 社会の課題は、ボランティアやNPOだけで解決するものではなく、行政や企業、商店、学校、病院、様々な団体が連携し協働することで解決に向けてそれぞれの力を発揮することが求められている。そのようなそれぞれの団体をコーディネートする役割も中間支援組織には求められており、中間支援組織内で適切な人材を育成していく必要がある。

5. 災害への確実な備え

現状・現状認識

- 2011年3月11日の東日本大震災発生時、東京では最大震度5強を観測し、都域内でも広範囲にわたり震度5弱の揺れを観測した。今後発生が予想されている首都直下地震への対応が求められている。
- 近年、気候変動により台風が強大化し、1時間100^{mm}規模のゲリラ豪雨が頻繁に発生している。2013年10月に発生した伊豆大島の土砂災害、2015年9月の関東・東北豪雨等で大規模な被害も生じており、自然災害への日頃の備えが必要である。
- 東京都では、災害対策基本法に基づき、地域防災計画が定められている。その計画の中で、東京都及び東京ボランティア・市民活動センターは、災害時に東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村等と連携して、一般のボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援すると定められている。
- 災害時における被災外国人等への支援を図るため、一定以上の語学力を有する都民を語学ボランティア（東京都防災（語学）ボランティア）として募集・選考・登録し、地域防災計画を踏まえた体制を整備している。また、外国人への防災に関する知識の普及を目的として、外国人支援のための防災訓練を毎年実施している。

目指すべき方向性

大規模な自然災害等の災害については、平時からの取組が重要とされている。また、被災地へ全国的なボランティア支援が行われており、災害ボランティアセンターの実績等を検証し、被災地内だけでなく、互いを支え合うシステムの具体的な提案を実行する。

- 災害時など非常事態においては、様々な社会貢献活動が活発に行われることが必要である。災害は日本全国いつでもどこでも発生する可能性があり、それは東京も例外ではない。東京でいざ災害が発生した際に円滑に様々な社会貢献活動が行われるよう、平常時から環境を整えていく必要がある。
- 東日本大震災において多くの方が災害関連死と判定されているなど、避難生活により重い身体的・精神的負担が被災者にかかっている。長期の避難生活を強いられる被災者も多くいることから、被災者のニーズを踏まえた、長期にわたるボランティア活動を支える取組も必要である。
- また、東京都外の地域が被災した場合でも、「困ったときはお互い様」の精神で、都民が円滑に社会貢献活動を行えるようにする必要がある。
- 共助が最も必要となるのは、災害時のような緊急事態である。災害時にボランティア活動や寄附などの様々な活動が円滑に行われるためには、東京都と東京ボランティア・市民活動センターが協働で設置する東京都災害ボランティアセンターが適切に機能し、各区市町村に設置される災害ボランティアセンターとの連携を深め、十分な支援を行っていくことが不可欠である。
- 東京都災害ボランティアセンターが被災により機能不全に陥らないよう、センターの活動場所の防災機能や代替施設の確保などバックアップ体制の強化を図る。
- 災害時にセンターが円滑に活動できるよう、平時より連絡方法を始めとしたセンターの体制を整えておくとともに、実践的な訓練を実施する必要がある。
- 意欲的な防災活動を行う団体の認定・取組の紹介や、地域防災学習交流会・防災市民組織リーダー研修会の実施等を行う「防災隣組」事業の拡大を図る。
- また、都外で災害が発生した場合には、東京ボランティア・市民活動センターと東京都が協力をしながら、被災地支援をしたいと考える都民に対して、被災地の状況やニーズに関する情報発信などを充実させていく。

第3章 活動に参加しやすい働きかけ

活動を身近に感じてもらうために、ボランティア活動が幅広い活動であることを伝える方法、地域で生活する住民同士の交流や助け合い、町会、民生委員・児童委員、ボランティア等の地域の支え合い活動、専門職を中心とする虐待や孤立対応とボランティア活動との連携、外国人等との文化の相互理解と共生、青少年、社会人、高齢者、障害者等のボランティア活動を通じた社会参加について、提案する。

第1節 活動を身近にする取組

現状・現状認識

- ▶ ボランティア活動に対して、参加しやすいものもあるが、時間やお金がかかるなど何かと負担がかかるというイメージを多くの人々が持っており、活動につながっていない可能性がある。この原因としては、ボランティアといっても様々な活動があり、参加しやすいものもあるという点が十分に伝わっていないことが考えられる。
- ▶ 「ボランティア＝災害時の被災地支援」のイメージが強いため、敷居が高いと感じられているのかもしれない。

目指すべき方向性

ボランティア活動とは、学習ボランティア、学校帰りにお年寄りの家に寄りお話をするボランティア等、多様な活動であり、社会で起こっている問題に取り組む伝統的な課題解決型（解決すべき課題を明確に捉えて行われるボランティア活動）のボランティアとともに求められていることを伝えるためのインターネットの活用や広報誌等の広報媒体の工夫が必要である。また、参加動機につながる企画も検討する。

- ▶ 敷居が高いイメージを払しょくさせるため、短時間で参加しやすいボランティア活動等の例をメディアを通じて幅広く紹介・周知する。
- ▶ 伝統的な課題解決型のボランティアを強調してしまうと今どきのボランティア（伝統的な課題解決型のボランティア以外のボランティア活動）に参加しにくくなるので、今まで活動に参加したことがない人には参加しやすくなる働きかけが必要である。
- ▶ 自分のできることを町に活かしていきたいと考える人向けに、実践的な講座を開催している。課題解決ということを強調してしまうとしり込みしてしまう人もいるので、ボランティア活動になじみのなかった人にはこうした働きかけも有効である。

- 若い人にとって、インターネットは重要な役割を持っている。物理的に距離の近い人よりも、インターネットを通じてつながりを深めている人も多いので、ボランティア活動に関心のない若い人に向けてはインターネットを通じた働きかけが有効。
- 行政の広報誌に掲載された情報は信頼のあるものとして市民の方に受け止めてもらえる。そのため、同じボランティア募集であっても、団体独自の媒体ではなく行政の広報誌を利用した方が訴求力が強い場合がある。
- 口コミは、相当に強い発信方法なので、ボランティアをやったよかった、やったことで社会や自分の変化を実感できることを、口コミで発信されるような何かを行うとよい。

第2節 多様な活動を支援する仕組み

1. 地域における支え合い

現状・現状認識

- 東京においては、高齢化率が2010年の20.4%から2060年には39.2%に上昇する見込みである。⁵
- 高齢化の進行にともない、世帯主の年齢が65歳以上の高齢世帯の増加が見込まれる。65歳以上の単独世帯は、2010年の65万世帯から2060年には120万世帯に増加する。とりわけ、75歳以上の後期高齢者を世帯主とする単独世帯の増加が顕著であり、2010年の34万世帯から2060年には83万世帯に増加し、高齢単独世帯の約7割が後期高齢者の単独世帯となる。⁵
- 町会・自治会は、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っており、準公共的な役割を担う地域における共助社会づくりの中核である。町会・自治会の中で行っていることがボランティアだと認識している人は少ない。
- 都内の町会・自治会加入率は全体として減少傾向にあり、役員を引き受ける人材の不足による後継者問題が表面化している。
- 生活衛生業（理容店・美容店、飲食店、公衆浴場、クリーニング店など）を営む人々が地域の清掃・見守り・防犯に貢献している現状があるが広く理解がされていない。この取組をもっとクローズアップする必要がある。
- 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの

⁵ 東京都「東京都長期ビジョン ～『世界一の都市・東京』の実現を目指して～」

地域において、相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるボランティアであり、各地域に配置されている。住民の立場に立ち、それぞれの住民とともに、生活上の困難に直面する方々を支援している。

- 民生委員・児童委員の活動が、地域で正しく理解されておらず、また、行政や関係機関等の期待が大きく、依頼事項が増え、同委員の負担感が増す結果となっている。実際に、急激な地域の変化にともない、住民の抱える生活上の課題も複雑化して、支援も多岐にわたっている。こうした負担感の増加なども背景に、新たな「なり手」不足が顕在化しつつある。
- 東京は、地方からの移住者が多く、短期間で引っ越してしまうなど、つながりを構築していくことが難しい。

目指すべき方向性

家族や地域住民間のつながりが弱まってきている今、もう一度、生活の場である地域において、日頃の住民同士の交流や助け合い、町会、民生委員・児童委員、様々な住民のボランティア活動等、地域の支え合いを進めることが必要である。

- 少子高齢化で独居高齢者などが増えていく中で、希薄化した地域の関係を結びつけるためには、町会・自治会の存在はこれからますます重要となってくる。そのため、町会・自治会の加入促進を支援する取組が必要である。
- 民生委員の日頃の活動を支援するための、行政や社会福祉協議会の常日頃からの関わりや研修の企画、また民生委員への研修や地域包括支援センターや各相談機関等との密な連携とサービス提供団体の専門職による相談や情報提供、民生委員児童委員協議会における支援等のバックアップ体制が必要である。
- 地域の人々の関係性が薄くなっていることから、コミュニティカフェなど第三の居場所を作って、地域におけるつながりを作っていくことがもっと必要である。

2. 他者協働の場づくり

現状・現状認識

- 単独世帯の増加にともない、世帯数は、2010年の638万世帯から2030年には686万世帯まで増加するが、その後、人口減少の影響により世帯数は2060年には569万世帯まで減少すると見込まれる。⁶

⁶ 東京都「東京都長期ビジョン ~『世界一の都市・東京』の実現を目指して~」

- 都内の若年層のひきこもりの人数は、2007 年度には下限値として約 2 万 5 千人と推計されている。なお、近年では、ひきこもりの長期化・年長化が進み、社会復帰への機会減少や家族の高齢化による生活困窮といった課題が顕在化してきている。⁷
- 都内の児童相談所での児童虐待相談対応件数は、2014 年度には約 7,800 人（速報値）であり、前年度から 2,400 件増加している。⁸
- 2025 年には、高齢者人口は約 3,500 万人に達すると推計される。また、認知症高齢者数は、平成 22 年現在約 280 万人（高齢者の約 9.5%）であるが、2025 年には約 470 万人（高齢者の約 12.8%）になると推計される⁹。しかも、高齢者世帯として夫婦のみ世帯、単身世帯が約 7 割を占めると見込まれる。

目指すべき方向性

孤立、虐待等の解決が急がれるが、行政や専門職だけでは解決できない問題が顕在化している。そこで、自分自身もしくは家族で解決する自助システム、町会、民生委員等のボランティアが関わり、支え合う共助システム、公的なサービスの提供によって問題の解決に取り組む公助システムが、それぞれの限界を補い合って問題を解決していくための他者協働の場（プラットフォーム）づくりを進めていく必要がある。

- 生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。（生活困窮者支援の基本的考え方）
- 地域における子育てという視点から、行政、民間の児童福祉機関・団体とともに、傾聴ボランティア、子育てサロン等のボランティアや民生児童委員、主任児童委員、保護司等と連携して、親の孤立を防ぐ等、支援ネットワークを築く。
- 他者協働の場（プラットフォーム）づくりには、それぞれの地域にある宝（「人」当事者、専門職、住民、ボランティア、「もの」施設、サービス・活動、ネットワーク、「財源」「知らせ」）を活用することが必要である¹⁰。

⁷ 東京都青少年・治安対策本部「平成 19 年度若年者自立支援調査研究報告書」

⁸ 厚生労働省「平成 26 年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数」

⁹ 厚生労働省「『認知症高齢者の日常生活自立度』Ⅱ以上の高齢者数について」（平成 22 年 8 月）

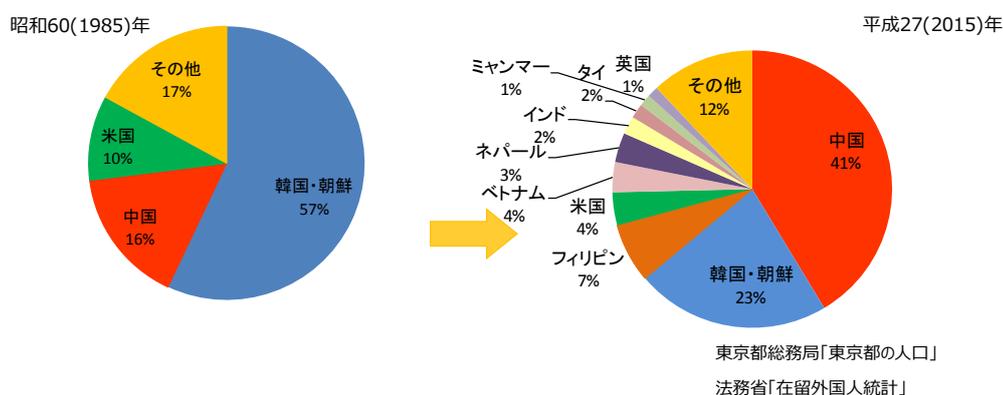
¹⁰ 企業や、ホームヘルプ、食事、移動等サービス、サロン、見守り等の活動を行う福祉系 NPO・助け合い活動、多文化共生センターやまちづくりセンター等の中間支援組織とボランティアセンターの関わりを強調し、当事者を含めた多者協働の場（プラットフォーム）づくりを目指す。（全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター「市区町村社会福祉協議会

3. 多文化共生のまちづくり

現状・現状認識

- 都内の在住外国人数は年々増加して43万3千人となり、現時点で都の総人口の3.1%を占め、この割合は全国で最も高い水準となっている。
- 都内の在住外国人の出身国籍について、30年前は4か国で全体の8割強を占めていたが、平成27年7月現在では、中国国籍を筆頭に10か国の出身国籍で9割弱を占めるようになり、在住外国人の多国籍化が進んでいる。¹¹

国籍別在住外国人の割合



- 東京は全国で最も多くの企業や教育機関が立地するため、高度人材¹²や留学生が多数在住している。平成26年において、都内在住の高度人材は全国の約51%を占め¹³、留学生は全国の約36%を占めている¹⁴。
- 2015年1月～10月の訪日外客数は、1,631万人に達し、過去最高であった2014年の年計(1,341万人)をすでに上回っている¹⁵。
- 外国人は言葉の障壁などからボランティア活動の受け手となることが多いと想定されるが、一方で高い専門性を有する人や複数言語を話すことができ、ボランティア活動を行って地域に溶け込んで、担い手となることを希望する外国人もいる。

ボランティア・市民活動センター強化策2015」)

¹¹ 東京都総務局「東京都の統計」

¹² 専門的・技術的分野の在留資格（「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」）を有する外国人労働者（厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」）

¹³ 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届け出状況まとめ」

¹⁴ 法務省「在留外国人統計」

¹⁵ 日本政府観光局プレスリリース（平成27年11月18日）

目指すべき方向性

多文化共生社会を目指すためには、生活様式や価値観の違いを相互に理解し、地域において必要とされる関わりを持ちながら生活をしていくために、障壁となるコミュニケーションのハンディを取り除くためのプログラムやボランティア活動を含む多様な交流の機会を作ることが必要である。また、留学生、旅行者に対する配慮も、東京が国際都市としての魅力を高めるためには、不可欠である。

- 外国人と日本人の身近な交流からお互いの信頼関係を深めている、様々な交流イベントの開催を進める。
- 全国各地にある国際交流協会等の実践を参考に、具体的なプログラムを企画・実践することが大切である。
- 外国人にボランティア活動に参加してもらうためには、教会などに働きかけることも良い。
- 外国人がもつ様々な知識、技術、生活を地域づくりに活かす仕組みを検討する。
- 東京に在住している外国人も、観光で訪問する外国人も、非常に多くなっている。外国人も社会貢献活動に参加できる環境を整えることで、より多様な都民ニーズを充足していくことが可能となるとともに、国際交流が深められ、東京の都市の魅力をますます深めることが可能となる。
- 防災（語学）ボランティア等の外国語が必要となるボランティアや文化交流に関するボランティアなど、外国人の活躍が必要となるボランティアを多く紹介し、外国人の参加を働きかける。
- 日本語が話せない外国人でも参加できるボランティアプログラムを多数準備していくとともに、多言語による情報発信についても検討する。
- 大学を通じて、留学生に通訳ボランティア等への参加を呼びかける。
- インターナショナルスクールなどに話をするのも効果的。ボランティアをしたい人はたくさんいると思われる。

4. 自己実現と社会参加の機会づくり

(1) 高齢者の自己実現と社会参加

現状・現状認識

- 高齢者は、長い人生で培われた知恵や経験を社会に還元するとともに、後世に引き継ぐ社会の先達たる存在である。ともすれば支えられる存在として捉えられてきた高齢者だが、少子高齢・人口減少社会を迎える東京においては、より積極的な役割を担い、社会で活

躍することが期待される¹⁶。

- 構築が急がれる「地域包括ケアシステム」においては、高齢者自身が支援の「受け手」から「担い手」となり、高齢者の日常生活支援の担い手として、互助の取組を進めていくことが期待されている。
- 高齢者がボランティア活動に参加することにより、周りのボランティア参加者にも良い影響を与えることができる。
- 高齢者に様々な活動に参加してもらうために、引退した時に初めて働きかけるということではなく、現役の時に活動を経験してもらい、引退後に本格的に取り組んでもらうような仕組みが必要である。
- ボランティアを紹介する現場の意見として、高齢者がボランティア活動に参加しても、同じ活動に参加する仲間ができなければ、その後活動が継続しないことがこれまで多々あった。そのため、高齢者へ働きかけるには、仲間ができやすくなる工夫をする必要がある。

目指すべき方向性

高齢期になっても、地域や社会と関係を維持しつつ、日常生活を営み、高齢者自身が自分の意思で健康づくりに取り組むとともにボランティア活動等により様々な地域関係を作り、新たな役割を担うことは、他者のためだけでなく、交流により心身の能力を維持することになっている。定年後の社会参加の可能性や、自分の時間と能力を活用した社会貢献による自己実現を模索する要望が出されており、ボランティア活動の広がりが期待できる。

- 現在でも、多くの高齢者が生きがいや生活の充実を求めて、ボランティア活動を希望している。¹⁶こうした高齢者が円滑に参加できるよう、相談窓口となる地域のボランティアセンターの存在を周知することが大切である。
- 「自分にできることで支援したい」と考える高齢者も多いと思われることから、「安否確認の声掛け」「話し相手」「小学生の見守り」といった参加しやすいボランティア活動例を広く紹介していく。
- 企業と連携しながら、現役時からボランティア活動を行えるよう、メニューなどを用意し、情報発信を行う必要がある。
- また、例えば同じ企業のOBだけを集めた講習や、同じメンバーで複数回のボランティア活動を行うなど、一緒に活動する仲間を作りやすくするなど、高齢者向けにボランティアプログラムを準備する。

¹⁶ 東京都「東京都長期ビジョン ～『世界一の都市・東京』の実現を目指して～」

(2) 障害者の自己実現、社会参加

現状・現状認識

- 障害者が主体的に社会参画を行っていく上で、ボランティア活動に参加しやすい環境整備が必要である。
- 障害者といっても、その障害の種類や状況は人によって様々である。本人や関係者とよくコミュニケーションをとって、本人が納得いく活動ができるような支援体制を作っていくことが必要である。
- 障害者に対する理解が十分でない人・施設はまだ多いため、情報発信等を強化していく必要がある。

目指すべき方向性

すべての人々が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するという意味で、障害者がボランティア活動を通して自己実現と社会参加する場を支援することが求められている。

- 障害者がボランティア活動を行うことは特別なことではない。誰もが社会の構成員として参加できる環境にするべきである。
- ボランティア活動等を行うことを通じて自己実現や社会参加につながるよう、障害者と十分にコミュニケーションを図りながら様々なプログラムの準備を行う。
- 障害者に対する理解のあるコーディネーターの養成や、社会福祉士等の派遣、ボランティア活動への参加を希望する人等からの相談を受けるコーディネーターやセンターへの容易なアクセス、要望に応じた情報の整備と提供等相談体制の充実を行う。
- パラリンピック開催に向け、会場案内や障害者スポーツの指導など障害者の視点が必要となるボランティアの機会を増やしていく。
- 障害者が主体となって行っているボランティア活動について先進事例などを広く情報発信していく。

(3) 青少年層

現状・現状認識

- 青少年層の中では、社会貢献活動に積極的な層とそうでない層の二極化が進んでいると思われる。積極的な層は働きがけがなくても活動を行っていくが、積極的な層がSNSなどを通じて発信力を高めているため、そうでない層が「自分たちには参加できない高尚な活動」と捉えてしまうなど、参加していくにあたって二の足を踏むような先入観が高まっている可能性がある。

目指すべき方向性

これまでボランティア活動に積極的でなかった層にも参加してみたいという気持ちになってもらうことがまず重要である。個々の個性・能力を発揮できるような活動の受け皿を準備していくとともに、活動を通じて社会に対するアイデンティティを確立できるような働きかけが必要である。

- ▶ 積極的でない層も参加できるよう、ボランティア活動に対するイメージを「敷居の高い」という偏ったものから「自分のできることを進んでやる」という積極的なイメージに変えるような広報を行う。
- ▶ ポイント制や地域通貨といった、ボランティア活動を行うにあたって動機づけとなる参加しやすい仕組みづくりを行うという手法もある。ボランティア活動を行うことでポイントが付与され、買い物に利用できる等の特典があれば、若い人が参加する良いきっかけとなると考えられる。
- ▶ 若い人が活動に参加するためには情報発信をこまめに行って、また、画像などで活動のイメージが湧くよう、参加したい気持ちになるような工夫も必要である。
- ▶ 次代を担う存在である子供たちが、早期から、ボランティア活動やボランティア教育を通して、自分を知り、社会から学び、それぞれに成長していくことができるよう、子供たちが興味を持って参加できる多様な活動を開発していくことが必要である。

(4) 社会人

現状・現状認識

- ▶ 働き盛りの世代は、仕事や子育て等で非常に忙しく、自らの仕事や家庭以外に時間を使うことが困難な場合がある。そのため、興味はあっても時間が作れない場合や、あまりにも多忙でボランティア活動はじめ社会貢献活動自体に興味がない場合があることが考えられる。
- ▶ 30代・40代の人の中には子育てや介護などの経験をきっかけとして、社会貢献活動に興味・関心を持ち、熱心に活動に取り組む人も多くいる。

目指すべき方向性

社会人が活動に参加しやすくなるためには、例えば、仕事帰りに職場近くの施設で外国人向けに通訳のボランティアを行うことや、早朝に自宅の最寄り駅周辺で清掃活動のボランティアを行う等多様なライフスタ

イルに合わせて様々な時間・場所・活動内容のボランティアを用意する必要がある。ボランティア活動を行うことについて、勤務先の理解があるとさらに活動が促進される。合わせて、個々が培った経験や能力を活かせるような機会・場の準備も行う。

- 多様なライフスタイルに応じて様々な時間帯で、ちょっとした時間でも参加できるちょっとしたボランティアの準備を行うとともに、SNSを始めとした広報を積極的に展開し、多忙な人でも参加しやすい環境を作る。
- また、仕事で培った知識・経験などの専門性を社会貢献活動に活かしてもらい、企業のCSRに関する活動にもつなげていけるよう、東京都ボランティア活動推進協議会の構成団体などを通じて、幅広く先進事例を紹介していく。

第4章 多様な主体が集積する東京の特性の活用

すでに東京では、多様な団体や個人が活動しており、素晴らしい実績も出されている。こうした実績を核に、点を線、線を面、そして立体へと構築していくことで、共助社会の実現が可能になるだろう。そのために、相互に連携を深めて、東京全体の気運を盛り上げていく。

第1節 協働

1. 教育機関

(1) 大学

現状・現状認識

- 都内に多くの大学が所在していることからつながりを構築していくことが必要。
- 教育機関において、ボランティア活動を推進していくにあたり、教育現場として、学生自らが気づき、改善をしていく一連の流れだけでなく、学生と社会のつながりを構築していくことが重要である。

目指すべき方向性

大学にとって社会貢献は、一つの使命であり、今後、学生、教職員、大学執行部を含めてあらゆるレベルで社会参加と大学を含めた多様な主体間での協働的な解決が求められている。大学と、行政、社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人等の民間非営利団体、企業や地域との協働とともに、大学間の様々な協働を推進していく。

- 活動と学習を有機的につなげ、共助社会の資質を高めるプロセスを構築する。すなわち、活動を通じて新たな気づきを得て、それを踏まえて新たな活動へと学習者が向かえるような一連の流れを構築する。
- 学生ならではの旺盛なエネルギーや独自の感性をボランティア活動等に活かしてもらい、より効果のある社会貢献活動にしていくとともに、学生個人の成長にもつなげていく。
- 大学生が社会福祉協議会などと協力し、低所得世帯等の子供の学習支援ボランティアとして活動する事例などを積極的に紹介し、学生が活動に参加できる機会を増やしていく。
- 地域の社会福祉協議会や複数の大学と連携した取組を行っているところも出てきているが、こうした一つの大学だけでなく、複数の大学で連携して社会貢献活動を行っていくよう、例えば大学間の連携会議を開くなど、ネットワークを強化していく。

- 東京における先進的な取組をするNPOや企業、団体等と、大学や大学生が協働して問題解決に取り組むことを推進する。
- 留学生の日本地域及び国際社会への参加と問題解決への関与が進むように、大学と包括的な連携関係を構築する。

(2) 中学・高校

現状・現状認識

- 教育機関において、ボランティア活動を推進していくにあたり、教育現場として、生徒自らが気づき、改善をしていく一連の流れだけでなく、生徒と社会のつながりを構築していくことが重要である。
- 一方で、教育現場の負担は限界に来ている。ボランティア活動を推進する取組を教育現場に働きかける場合には、教育現場がぜひ取り入れたいと思えるような内容と丁寧な説明、さらには教育的な効果が必要である。
- しかし、学校単位でボランティア活動を行えるような場所を見つけることは困難である。

目指すべき方向性

学校と手を取り合った様々な活動を通して、「学校は社会の一部である」というメッセージを子供たちに伝えて閉塞状況を打破し、「お互い様」の意識を早くから理解してもらおう一助とする。

- 学校も、学校の中で学ぶ子供たちも地域社会の一員である。そのため、学校も課題解決を行う主体として地域と積極的に関わっていく。また、子供たちも、将来の選挙権行使も見据えながら、社会貢献活動に参加していく中で、有権者としての意識を高めていく。
- 学校などにボランティア活動等と呼び掛ける場合、行政や教育機関を通す必要がある。これを事前の団体登録制などによって、登録した団体は学校などへ直接説明を行えるようになると手間が省ける。
- 学校だけで生徒のボランティア活動支援を行うという視点でなく、地域のボランティア、NPOやボランティアセンターと連携して実施していくような態勢が必要である。

2. 企業

現状・現状認識

- 東京には企業が集中している。大企業は比較的整っているが、都内企業数の大半を占める中小企業において、ボランティア休暇制度のようなボランティアを推進する取組を普及させることが必要であ

る。

- また、東京のような成熟した都市において発生する様々な社会課題は高度なものが多い。企業活動の中で培われた専門性を発揮したボランティア活動で社会課題を解決することは社会的にインパクトがあることであり、これを当たり前に行うことが世界で活動する企業に求められていることでもある。
- 一方、社員の中には「ボランティア活動などしている場合ではない」という考えを持つ人もおり、ボランティアを「かっこいい」といったプラスのイメージに変えていく取組が必要である。

目指すべき方向性

企業は組織としての様々な能力を有することから、ボランティア活動への参加、財政的寄与、知識と技術によるボランティア活動への支援の可能性を検討する。

- 企業が集積している東京の特性を活かすとともに、専門性を活かした企業の従業者ならではの社会貢献活動を推進していく。特に、都内企業数の大半を占める中小企業がボランティア活動を始め社会貢献活動に参加しやすくなるよう、表彰制度や事例の紹介などにより、普及・啓発を図っていくことが考えられる。
- 企業が所在する地域の様々な主体は、企業にとって重要なステークホルダーであり、企業の持続的発展のためには、CSRの取組により、企業がその利益を地域社会に還元していくことの重要性が増している。
- これまでも様々な企業においてCSRの取組が行われているが、CSRの取組をさらに広げていくため、様々な経済団体の強固なネットワークを通じて、先進的な取組の創出と普及を行っていく。
- 中小企業の約6割が人材不足で、必要な支援策として約4割が「人材確保への支援」を挙げている状況¹⁷もあることから、上述の表彰制度や事例の紹介などを通じて、中小企業がボランティア活動を始めた社会貢献活動に参加しやすくなる環境を整備していくことが大事である。
- 例えば、ボランティアデーなどに合わせて集中した活動を行ってもらうよう促すことなども効果的である。実際に、推奨日を設定して多くの社員が参加している企業もある。
- 地域の社会福祉協議会が中心となって、ボランティアを介した区内の企業の連携は、一定程度図れているが、区をまたいだ連携も模索されている。

¹⁷ 東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート調査」

- 企業と町会・自治会等地域団体との連携までは進んでいない。町会・自治会単位まで声をかけるのは難しい。行政等が橋渡し役になると連携が円滑に進むことが多いので、積極的にその役割を担うことが期待される。
- 社会活動団体の運営等にかかるノウハウ不足を補う上でも、企業がもっと関わるようになるとよい。企業側にとっても、応用力や課題解決力などが養われる。

3. NPO¹⁸

現状・現状認識

- 平成 27 年 9 月 30 日現在、全国の約 19%に相当する 9,464 法人を東京都が認証している。¹⁹
- 都内の NPO 法人の活動分野としては、社会教育の増進(約 56%)、保健、医療又は福祉の増進(約 50%)、子供の健全育成(約 42%)が多い。
- 財政状況については、支出面も収入面も、500 万円以下の法人の割合が最も高い。
- 必要と考える行政による環境整備は、2013 年度では法人への資金援助が約 60%と最も割合が高く、次に、公共施設等活動場所の低廉・無償提供が約 53%、法人に対する税制優遇措置の拡充が約 41%と続き、資金面の整備を求める割合が高い。²⁰

目指すべき方向性

NPO の役割と活動実績についての理解を広め、共助社会を築く協働者の視点から NPO 支援、ボランティア活動との協働を検討していく必要がある。特に収益を目的とせず、会費・補助金で運営されている NPO に対しては、行政のみならず、企業、地域住民からの資金援助システムを構築していく必要がある。

- 社会に存する数多くの課題について、地域のニーズに応じたきめ細やかな対応や、課題解決のために前例にとらわれない先駆的な取組を行う NPO の活動が活性化することは共助社会実現の上で非常に重要なことである。
- 活動資金は課題の一つである。助成金は資金の一つであるが、自

¹⁸ 営利を目的とせず、社会的な使命(ミッション)をもった民間組織のことで、通常「民間非営利団体」と呼ばれている。広義の NPO には、社会福祉法人、学校法人、医療法人などの公益法人を含むが、狭義の NPO は、市民たちの自発性に基づく組織である市民活動団体を指す

¹⁹ 内閣府 NPO ホームページ「特定非営利活動法人の認証数等」

²⁰ 内閣府「平成 25 年 特定非営利活動法人に関する実態調査」

自由度が低い現状にあり、ある程度柔軟な資金運営の検討が必要である。また、NPO活動の役割を皆で理解し、支援し合う協働した取組を進めるべきである。

- それぞれの団体が本来の目的に沿った活動を継続できるようにすることで、更なる社会課題の解決につなげていく。
- また、各団体が目的に沿った活動を継続させるためには、法人設立の目的や活動内容に共感し、寄附やボランティア活動を通じた団体以外の参加者が増えるよう、各法人独自の取組や情報発信の強化が必要であるとともに、こうした取組に対する行政の支援も求められる。
- 団体の活動に参加してもらうためには、媒体を通じて情報を提供するだけでなく、説明会などを開くなどして、団体を理解してもらうことが重要である。
- 活動参加者を集めるにも、団体の取組だけでは十分な効果が挙げられないことがある。参加や連携を呼びかけたとしても、自らの団体だけでは一般の方からの信頼を獲得できていないことが多いため、行政の広報誌の活用や、既存の信頼が高い団体との連携を活かした支援も求められる。

4. 社会福祉協議会

現状・現状認識

- 社会福祉協議会は各区市町村に必ず存在し（アクセスのしやすさ）、地域福祉全般（わかりやすさ）を担っている。
- 市町村ボランティアセンター等は、市町村社会福祉協議会の組織に所属するものが多く、そうでないセンターも、社会福祉協議会との協力関係にあるセンターが少なくない。
- 区市町村社会福祉協議会が支援する住民による小地域福祉活動とボランティア活動の担い手が一緒である場合は、活動範囲が重なる場合も少なくない。
- 従来から社会福祉協議会にて行われているボランティア活動の促進は、まだまだ拡大する可能性を秘めている。ただし、拡大のための課題として、行政の下請け的な事業にとどまることなく、地域の声を聞いたオープンな運営ができる体制と人材の登用と育成が必要となる。

目指すべき方向性

ボランティアセンターのボランティア活動支援と社会福祉協議会の住民の地域福祉活動支援との協力関係を強化する。

- ▶ ボランティア活動を推進するセンターは、社会福祉協議会と連携して以下の活動を推進する。
 - ① 障害者、ひきこもり、高齢者や子供、外国人なども一緒に参加できる活動機会や場を作るなど、今まで受け手とされている人が担い手になる取組と連携する。
 - ② 住民の見守り活動、サロン活動、民生委員・児童相談委員、町会活動等の地域活動との連携を強化したボランティア活動の推進を目指す。
 - ③ 地域福祉コーディネーターが社会福祉協議会に配置され、制度の狭間に置かれ援助が届かない住民の発見と支援、地域住民の活動と介護サービス等のサービスを結びつけ、生活困難にある住民を総合的に支援している。これらの仕事を進めるためには、住民等地域福祉活動やボランティアとの連携は不可欠であり、進めていくことが必要である。
 - ④ 日頃の支え合いや共生のまちづくり、社会参加の取組を充実することで災害時の共助を強化する。

5. 社会福祉法人等の公益法人

現状・現状認識

- ▶ 社会福祉法人は、長年にわたって我が国の社会福祉活動を牽引してきた民間非営利組織である。そこには、社会福祉領域の専門的知見と経験、そしてそれらを踏まえて今日的な課題に取り組むための高度なトレーニングを受けた専門家が集積している。市民相互の助け合いや、市民が主体的に取り組むボランティア活動やNPO法人、社会的企業等には多くを期待するものであるが、一方で、それらの活動では対応しきれない複雑かつ深刻な課題や、広域的な連携によってより有効にアプローチし得る課題については、社会福祉法人を始めとする既存の公益的な組織が、引き続き重要な役割を果たすであろう。

目指すべき方向性

社会福祉法人の社会的貢献が要請されている現在、今まで担ってきた役割を示し、ボランティア活動の場、職員の講師としての派遣、専門的知識や技術に基づいたバックアップ等を期待する。

- ▶ 高齢者介護や、障害者自立支援事業などを行っているので、ボランティアの積極的な受入れ、活動が望まれる。
- ▶ 社会福祉法人等の福祉施設は、ボランティア活動の受け皿として、より多くの人々にボランティア体験をする機会を提供し、必要とさ

れることの喜びや生きがいを体験できる場である。

- ▶ 地域住民のニーズをキャッチし、持っている専門性を活かし地域福祉活動の推進を担う役割を進めることを期待する。
- ▶ 支援のノウハウや情報提供、講師派遣などの社会福祉法人としての支援方法や役割の強化を期待する。
- ▶ 施設を開放し、地域に必要な活動の場とし提供する。
- ▶ 最後に社会福祉法人以外の公益法人では、美術館・博物館等の運営や国際交流活動をしている財団法人も東京都には多い。すでに多くのガイドや通訳ボランティアが活躍している。このような少し専門的なボランティア活動のニーズを満たすためには、これらボランティアの実績をさらに広報する必要がある。

第2節 多様な主体による連携の強化

現状・現状認識

- ▶ 東京においては非常に多くの主体が活動しており、それぞれの性質も様々である。より質の高い社会貢献活動が行われるためには、営利を目的とする企業と非営利のNPOがそれぞれの専門性を活かして連携するなど、多様な主体が連携していくことが不可欠である。しかし、これまでこうした東京の特性を活用して多様な主体の連携を進めるといふ取組は十分には行われていない。

目指すべき方向性

多様・複雑化している地域の課題を解決していくためには、地域で活動する様々な主体が連携していくことが不可欠である。これは、プラットフォームを様々な地域で構築していくことである。

- ▶ 地域の課題は、多様・複雑化しており、当事者だけでなく、行政やそれぞれのテーマ型のNPOなどが単独で解決できるものではない。地域で活動する様々な主体の存在を確認していくとともに、例えば大学と地縁団体などこれまで連携することが十分ではなかった主体同士が連携するプラットフォーム（他者協働の場）を、様々な地域で構築していく必要がある²¹。
- ▶ 大学同士、企業同士などの同種類の主体が協働して社会貢献活動を行っていく取組だけでなく、地域で活動する学校、企業、NPO、地縁団体など様々な主体が連携して社会貢献活動を行っていく取組

²¹ 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター「市区町村社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター 強化方策 2015」

も推進していく。

- 共助社会推進を担当する区市町村担当者を集めた会議の実施などにより、地域における現状・課題を可能な限り把握し、情報共有等を行う。

第3節 東京全体での気運の盛り上げ

現状・現状認識

- 東京には、日本の全人口の約1割に相当する人が居住しているだけでなく、各地域において町会・自治会という地縁団体を核として様々な活動が存在している。また、企業や大学、NPO等の多くが活動拠点を置いているということが東京の一つの特徴である。共助社会が社会を構成するあらゆる主体が互いに支え合うものである以上、東京全体で共助社会づくりを進めていくための気運を盛り上げていく継続的な取組が不可欠である。
- 東京には多種多様な主体が集まっている。こうした主体が連携を深め、東京全体で気運を盛り上げていくため、平成27年9月に「東京都ボランティア活動推進協議会」が設置されている。

目指すべき方向性

東京都ボランティア活動推進協議会を積極的に活用するとともに、情報の発信を強化することである。

- 協議会を積極的に活用し、情報発信や裾野拡大を通じて、東京全体で気運醸成を図っていく。
- 様々な媒体のメディアを積極的に活用し、社会貢献活動に関する情報を幅広く発信していくことで、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としてボランティア気運の盛り上げを行っていく。

第5章 ボランティア活動の継続・発展に向けて

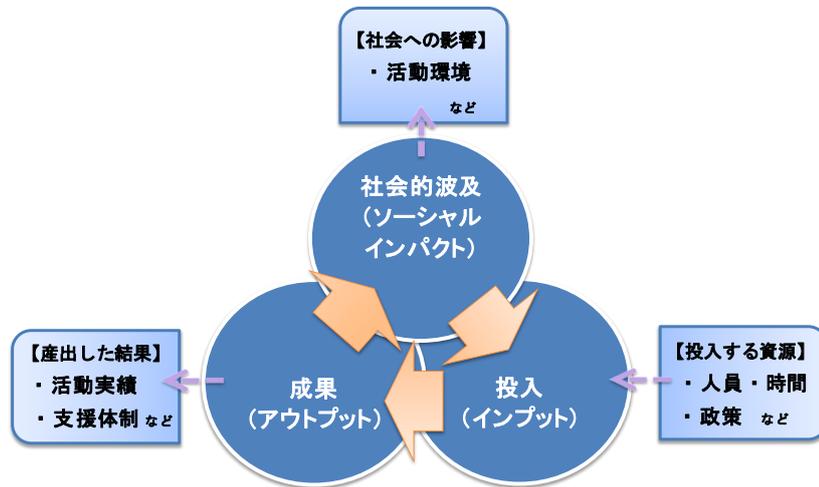
前章までに掲げた取組が長期にわたって継続・発展できるよう、住民参加の仕組みの取り入れやPDCAサイクル、都外の地域との共存、寄附文化の醸成に関する取組を行う。

1. プロセス重視

- 様々な社会貢献活動の主体となり、住民の取組を支援する団体が機能し、継続するためには、団体を作る過程において住民が参加することである。
- 例えば、愛知万博「愛・地球博」の市民参加プログラムの一つとして2002年に設立した愛・地球博ボランティアセンターは、万博終了後の今も活動を継続しているが、その要因の一つは、万博後もボランティア風土が地域社会に継承されることを目的としてセンターの設立・運営に住民参加の仕組みを取り入れたことにある。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係のボランティアは各方面からの関心も高く、かなりの参加者数になると思われる。問題は、活動を大会後にも継続させられるか、オリンピック・パラリンピック以外の活動にどのように結び付けていくかである。

2. PDCA（計画・実行・検証・改善）サイクル

- 取組を持続可能なものとするために、各種の取組が社会にどのような「投入（インプット）」をして、どういう「成果（アウトプット）」が出て、どのような影響が社会に出てくるのかという「社会的影響（ソーシャルインパクト）」を着実に図った方が良い。東京都として国とは別に独自の観点から、この10年間、観測できるような調査を行うことが必要である。
- 都の調査や区市町村担当者会議により把握した実態・現状等について、共助社会を進めるための検討会において検証し、取組の改善へとつなげる。また、東京都ボランティア活動推進協議会構成団体にも調査結果等を提供し、それぞれの団体の取組への活用を促進する。



3. 地方との共存、国際化

- 東京は、日本の首都であり、政治・経済・産業・教育・文化などの諸機能が集積するとともに、国際ビジネス拠点として世界有数の経済都市の地位を保ってきた²²。
- 東京の発展は、必ずしも地理上の区域である東京都だけで成り立つものではなく、多くの地域との有機的なつながりが前提となるものである。そして、「困ったときはお互い様」という関係は、地域を超えても成り立つものである。したがって、被災地の支援ボランティアなど、東京都外で行われる社会貢献活動も積極的に推進していく必要がある。
- また、東京との有機的なつながりは、国内にとどまるものではない。国際化がさらに進展していく中であって、国際理解や国際協力・支援を行う様々な社会貢献活動も推進の対象と捉えるべきである。
- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、都民を含めた多くの人がボランティア活動や寄附を行い、多くの都道府県において被災者の受入れが行われた。国内だけでなく、海外からも物資を始め、様々な支援が届けられている。また、平成 25 年 10 月の伊豆大島の土砂災害においては、都外からのボランティアが活躍している。このように、助け合いの関係は広域的に成り立つものであるから、災害はもとよりその他の分野の社会貢献活動についても幅広く支援する必要がある。

²² 東京都『『東京と地方が共に栄える、真の地方創生』の実現を目指して ～東京都版総合戦略～』

4. 寄附文化の醸成

現状・現状認識

- 個人が行う社会貢献活動は、「ボランティア」と「寄附」がその両輪といわれており²³、寄附を活性化させることは、共助社会実現のための主要な方策である。しかし、寄附先が多様化していないことなど、寄附が十分には行われていない現状がある。そのため、幅広い対象に寄附が積極的に行われやすくする環境を整える必要がある。
- 2012年の個人寄附総額は6,931億円とする民間団体の推計がある²⁴。しかし、歴史や文化の違いもあり一概に比較はできないが、同年の米国は約18兆円、英国は約1兆円と、日本に比べて大きく計上されている。また、内閣府実施の「平成26年度市民の社会貢献に関する実態調査」によれば、寄附先の半数以上が日本赤十字社・赤い羽根募金に占められている。
- 内閣府実施の「平成25年度市民の社会貢献に関する実態調査」によれば、寄附経験の有無に関する問いについて、「金銭による寄附をしたことがある」との回答が76.1%であったのに対し、「現物等による寄附をしたことがある」との回答は20.1%であった。

目指すべき方向性

寄附も金銭でのボランティアと言われることがある。しかし、その実績が十分理解されていない現状にあり、寄附の呼びかけについての工夫が必要である。また子供の時から寄附の意味を学び、また寄附を財源にした活動の意味を学ぶ機会を提供していく。

- 様々な媒体を活用して広報を積極的に行い、寄附そのものについて周知・啓発し、寄附文化の定着を図る。
- 寄附されたものの用途を明らかにするなど、情報発信を強化していく必要がある。
- また、寄附が行いやすくなるよう、都民に対して、バザーといったイベントなどを通じて寄附を行う機会を提供していく。
- 物資の不足で困っている人（被災者等）に対して、様々な物品を提供することも、「困ったときはお互い様」の精神で行われる支え合い行動となる。

²³ 東京都「認定NPO法人制度普及のための東京都寄附ハンドブック」

²⁴ 特定非営利活動法人日本ファンディング協会「寄附白書2013」

第6章 各団体・組織への期待

前章までに掲げた様々な方策を実現していくにあたり、推進役として中間支援組織や東京都への期待を述べる。

1. 中間支援組織への期待

目指すべき方向性

(1) 東京ボランティア・市民活動センターなどの広域のボランティア・市民活動センター

- 従前から行っている、ボランティア活動等を行いたい個人や設立・運営力強化を行うNPOからの相談を今後も継続して対応していくとともに、相談体制の強化を図っていく。
- コーディネーターを増やしていくため、養成研修についてより幅広い人を対象とするとともに、内容もより受講者のニーズに合わせて充実させる取組が必要である。
- 東京には、企業・NPO・大学などが集積していることを踏まえ、異なる団体が協働して行う社会貢献活動を広げていくため、モデル事業の構築の他、会議やイベントの開催を通じたマッチング機会の創出など、連携を進める取組が必要である。
- 災害時における東京都災害ボランティアセンターが適切に機能できるように、東京都や関連団体と協議をしながら、体制の見直しやより実践的な訓練の実施が求められる。
- 共助社会実現に向けて、ボランティア活動等社会貢献活動を推進していくにあたり、広域的な事業展開及び支援を行う東京都内のボランティアセンターの中心（センターオブセンターズ）として、また中間支援組織としての機能を飛躍的に高めていく取組が求められている。

(2) 地域のボランティア・市民活動センター、NPO法人等中間支援組織

- 地域のボランティアセンターは、住民にとって身近な相談場所として、ボランティアの力が欲しい人や、地域や人のために役に立ちたいという人をつなぐ場所であり、東京ボランティア・市民活動センターと連携して、住民への周知活動や住民に提供するプログラムの準備を積極的に行っていく。
- ボランティア・市民活動センター以外にもNPO支援を行っているNPO法人等、中間支援機能を果たす団体は数多く存在している。東京ボランティア・市民活動センターと連携しながら、様々な社会

課題等に取り組むNPO等と町会・自治会等による地域における活動をつなぐなどの中間支援機能の強化を図る。

2. 東京都への期待

東京都は、東京ボランティア・市民活動センターや地域のボランティア・市民活動センター、その他の中間支援機能を果たすNPOなどと協力しながら、以下の包括的な支援を行う。

(1) 東京都によるボランティア活動への包括的支援

前章までに記載された取組が円滑に行われるよう、広域自治体として東京都が果たす役割は大変大きい。長期ビジョンに記載されたボランティア行動者率40%という目標を達成し、共助社会を実現していくためにも、取組を東京都が支援するだけでなく、東京都も主体となって積極的な取組を行う必要がある。本章では、東京都に期待される役割について述べる。

- ボランティア活動等に対する敷居が高いイメージを払しょくしていくため、東京都の持つ広報媒体等を活用し、ボランティア活動の中には参加しやすいものもあることなどを積極的に周知する。
- より多くの人にボランティア活動等へ参加してもらうため、様々な活動に光を当て、表彰を行うなど、活動へのインセンティブを増やしていく。
- より多くの人が集まり、企業・NPO・大学などが集積しているという東京の特性を踏まえ、多様な主体への働きかけを積極的に行っていく。
- 幅広くボランティア等に関する情報を収集し、都民が容易に情報を得られる環境を整備する。
- 都民の生活スタイルは様々であるが、より多くの人ボランティア活動等に参加できるよう、多種多様なメニューの準備を行っていく。
- 活動を行いたい人と受け入れたい人とをつなぐコーディネーターの育成や中間支援組織の支援を通じて、より質の高い社会貢献活動が行われるよう、様々な取組を実施する。
- 東京が被災した場合に円滑なボランティア活動が行われるよう、訓練やマニュアルの改善等を行っていく。また、「困ったときはお互い様」の精神により、東京都外で災害が発生した場合の都民のボランティア活動への支援策の強化を検討する。
- 東京に集積する多様な主体が協働して社会貢献活動を行い、その質を高めていくため、モデル事業の構築など多様な主体間の連携を

深める取組を強化する。

(2) 東京都の組織的取組

- 都庁全体でボランティア施策を強力に推進していくため、全庁的な連携組織を設置するなど支援体制を整える。同時に、都庁職員がボランティア活動にこれまで以上に参加するよう、全庁で働きかけを行う。
- また、各区市町村の共助社会推進担当者を集めた連携会議を始め、広域自治体として、各区市町村との連携を深め、都内全域を対象とする働きかけや取組を積極的に行っていくことが必要である。
- 活動を行いたい人と受け入れたい人とのマッチングを円滑にするため、都政の課題（少子化、高齢化、スポーツ振興等）に応じてボランティア人材を登録する「ボランティア人材バンク」の創設を検討する。

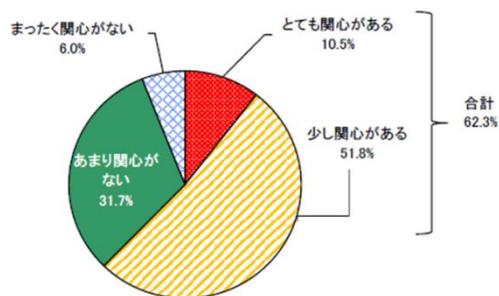
資料編

1. ボランティア活動について

(1) ボランティア活動を妨げる要因、行政への要望

- 内閣府実施の平成 26 年度社会貢献に関する実態調査によれば、ボランティアに興味・関心のある人が 6 割に及んでいるにも関わらず過去 3 年間にボランティアを経験した人は 26.8% となっている。参加の妨げとなる要因として、①時間的制約、②経済的負担、③情報不足を挙げる人が多い。
- また、同調査によれば、国・地方自治体等への要望として、①ボランティアを受け入れる団体・NPO 等に関する情報提供や情報発信を充実すべき、②ボランティア活動を行いたい人と、受け入れる人を結びつける人（団体等）を養成・支援すべき、③ボランティア活動のための休暇・休職制度の普及を行うべき、④ボランティア活動の学習機会を充実すべきという意見が多い。

【ボランティア活動に対する関心】
n = 1,646



【過去3年間のボランティア活動経験の有無】
n = 1,647



※昨年度調査によるとボランティアに関心があるのは58.3%。
また、ボランティア活動をしたことがある人は35.1%（期間は定めていない）。

(2) ボランティア行動者率²⁵

- 総務省実施の平成 23 年度社会生活基本調査によると、東京都のボランティア行動者率は 24.6%（全国は、26.3%）である。これを人口ベースに改めると、294 万 9 千人となる。

(参考) 質問事項

どのようなボランティア活動をしましたか。

(健康や医療サービスに関係した活動、高齢者を対象とした活動、障害者を対象とした活動等 11 種類の活動から、実際に行ったものを選択する形式)

²⁵ 過去 1 年間に、報酬を目的とせず、自分の労力・技術・時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のための活動を行った 10 歳以上の人の割合

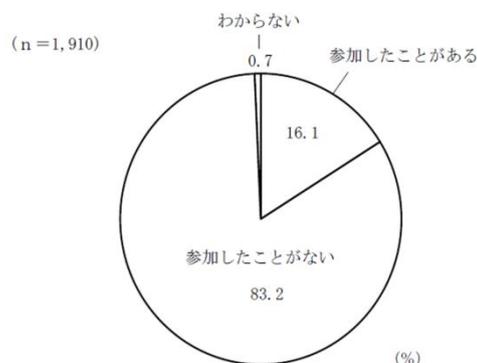
		ボランティア 行動者率	ボランティア 総数 (千人)				
全国		26.3	29,951				
都道府県別ボランティア行動者率順一覧							
1	山形県	35.3	365	25	奈良県	27.7	347
2	島根県	34.8	219	26	愛媛県	27.4	345
3	鹿児島県	34.4	511	27	福岡県	27.3	1,222
4	鳥取県	33.9	175	28	福島県	27.2	483
5	岩手県	33.7	396	29	長崎県	26.9	333
6	長野県	33.1	631	30	三重県	26.7	440
7	岐阜県	32.8	607	31	栃木県	26.2	467
8	滋賀県	32.6	408	32	千葉県	26.0	1,449
9	佐賀県	31.8	235	33	茨城県	25.8	682
10	福井県	31.3	222	34	兵庫県	25.7	1,279
11	岡山県	31.3	537	35	東京都	24.6	2,949
12	山梨県	31.2	239	36	神奈川県	24.4	1,986
13	山口県	31.0	396	37	徳島県	24.3	168
14	宮城県	30.7	639	38	和歌山県	24.2	215
15	熊本県	30.7	488	39	埼玉県	24.0	1,556
16	富山県	29.6	286	40	北海道	23.8	1,162
17	群馬県	29.2	519	41	高知県	23.7	159
18	石川県	29.2	301	42	新潟県	23.5	498
19	秋田県	28.9	279	43	京都府	23.2	548
20	広島県	28.9	731	44	愛知県	23.1	1,526
21	大分県	28.9	303	45	青森県	22.7	275
22	静岡県	28.5	952	46	沖縄県	22.4	269
23	香川県	27.8	244	47	大阪府	20.6	1,638
24	宮崎県	27.8	276				

(3) 直近1年間のボランティア活動経験

- 東京都生活文化局実施の平成26年度都民のスポーツ活動に関する世論調査によると、1年間でのボランティア活動の経験（町会、PTAも含む。）は参加したとの回答が16.1%となっている。²⁶

（参考）質問内容：あなたは、この1年間にボランティア活動に参加したことがありますか。この中から1つだけお選びください。

ここでのボランティアとは、報酬を目的としないで自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のために行う活動をいいます。自治会、町内会、PTAなどにおけるボランティア活動も含むものとします。



²⁶ 東京都生活文化局「平成26年度都民のスポーツ活動に関する世論調査」。ただし、対象は20代以上の男女

2. 企業の社会貢献活動について

(1) 社会貢献活動への支出額

- 企業の社会貢献活動への支出合計額は、2014年度では1,751億円(357社)であり、前年度の1,735億円(360社)から増加している。分野別の支出額では、最も高いのが教育・社会教育で約223億円であり、学術・研究、健康・医学・スポーツと続く。しかし、前年度の支出額と比較すると、教育・社会教育は約31%減少しており、学術・研究、健康・医学・スポーツも減少している。一方、文化・芸術が6%上昇して約189億円となっている。
- 支出合計額のうち、各種寄附額は1,226億円であり、前年の1,243億円から減少している。また、自主プログラム(各社が独自に、またはNPO等との協働等により実施した社会貢献プログラム)に関連した支出は、400億円であり、前年の321億円より増加している。

27

有効回答企業 分野別支出額記入企業	支出額(億円)					前年度からの 変化
	2010年度 (407社) (399社)	2011年度 (431社) (421社)	2012年度 (397社) (382社)	2013年度 (360社) (350社)	2014年度 (357社) (345社)	
1. 社会福祉、 ソーシャル・インクルージョン	71.96	82.37	96.85	88.74	79.99	▲ 9.9%
2. 健康・医学、スポーツ	⑤ 167.90	④ 188.69	④ 182.79	③ 194.89	③ 193.77	▲ 0.6%
3. 学術・研究	② 246.39	③ 201.30	③ 204.77	② 241.05	② 199.06	▲ 17.4%
4. 教育・社会教育	① 274.07	② 248.05	① 294.79	① 324.81	① 223.11	▲ 31.3%
5. 文化・芸術	④ 185.22	⑤ 186.80	② 213.39	④ 178.29	④ 189.11	6.1%
6. 環境	③ 204.30	163.29	⑤ 176.74	108.16	105.10	▲ 2.8%
7. 地域社会の活動、 史跡・伝統文化保全	123.51	117.89	135.23	134.04	⑤ 133.56	▲ 0.4%
8. 国際交流	30.16	33.36	33.13	30.53	35.62	16.7%
9. 災害被災地支援	21.04	① 890.74	156.92	⑤ 147.03	105.40	▲ 28.3%
10. 防災まちづくり、防犯	3.85	5.27	7.86	6.59	9.10	38.0%
11. 人権、 ヒューマン・セキュリティ	2.82	2.89	2.52	1.98	3.87	95.6%
12. NPOの基盤形成	14.24	14.90	14.61	12.12	15.60	28.7%
13. 雇用創出及び技能開発、 就労支援	7.96	6.96	14.01	9.87	11.14	12.9%
14. 政治寄付	12.06	13.24	11.68	14.16	15.39	8.6%
15. その他	103.74	130.09	120.89	170.08	120.17	▲ 29.3%
	1469.21	2285.83	1666.16	1662.32	1439.98	▲ 13.4%

※分野別の合計額は社会貢献支出総額には一致しない(分野別支出額を未記入の企業があるため)。

(2) 社会貢献活動推進のための担当者・部署の設置

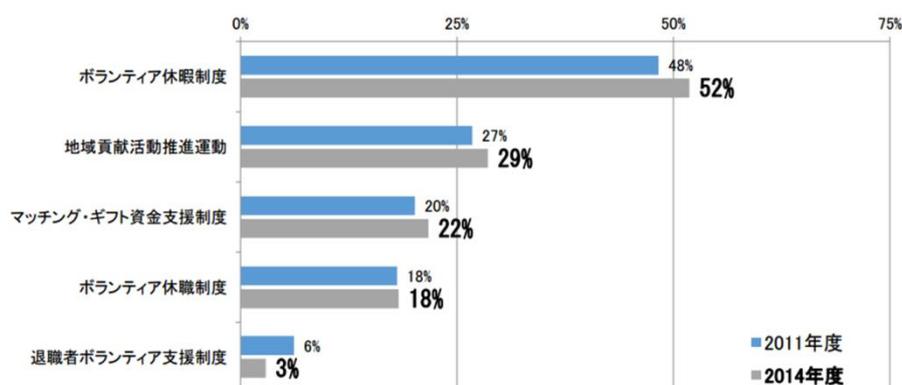
- 社会貢献活動推進のための担当者または専門部署の設置は、2014年度では68%(378社)が設置しており、2011年度の63%(437社)から増加している。²⁷

(3) 従業員の社会貢献活動への支援

- 従業員の社会貢献活動への支援は、2014年度では84%(378社)が支援しており、2011年度の80%(437社)から増加している。

²⁷ 一般社団法人日本経済団体連合会「2014年度 社会貢献活動実績調査」

- ボランティア休暇制度の導入については、2014年度は52%（378社）が導入しており、2011年度の48%（437社）から増加している。しかし、ボランティア休暇制度の利用者平均は、2011年度の1社平均52.2人（181社）から2014年度は1社平均40.5人（166社）と減少している。²⁸



※「構成比(%)」は、「項目別回答企業数/調査回答企業数（2011年度：437社、2014年度：378社）」
 ※<社>は、「項目別回答企業数」

(4) 他団体との連携

- 非営利組織との連携は、2014年度では77%（378社）が接点をもっており、2011年度の75%（437社）からあまり変化はみられない。連携内容としては、寄附・物品提供の支援や協働事業などがある。²⁸

(参考) 企業におけるボランティア推進の事例

- ・失効した年次有給休暇を積み立てた「積立休暇」をボランティア休暇として利用できる制度を導入
- ・非営利組織や社会企業へのコンサルティングや、耳の不自由な中高生のためのプログラミング講座など、社員の専門性やスキルを活かした地域社会の課題の解決に取り組む団体の基盤強化につながるボランティアを推奨
- ・被災地で暮らしたり、病気と闘っている子供たちのためのおもちゃづくりなど、ランチタイムの約1時間でも気軽に参加できる社内ボランティア・プログラムを実施。

(5) 企業数

- 東京都の会社企業数は約26万社であり、全国の約15%を占め、このうち、中小企業の比率は約99%となっている。なお、資本金10億円以上の企業数は2,749社で全国の約46%、外資系企業数は2,371社で全国の約76.4%を占めている。²⁹

²⁸ 一般社団法人日本経済団体連合会「2014年度 社会貢献活動実績調査」

²⁹ 東京都産業労働局「グラフィック東京の産業と雇用就業2014」

3. 検討会設置要綱

「共助社会づくりを進めるための検討会」設置要綱

平成27年6月1日

27生都地第597号

生活文化局長決定

(目的)

第1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、都民のおもてなし精神がボランティア文化として定着するために、企業、大学、NPO、ボランティア団体、地縁団体、行政などが、どのような方向性で取組を行うかを広い視野から検討し、創意ある意見を求めるため、「共助社会づくりを進めるための検討会」（以下「検討会」という。）を置く。

(組織)

第2 検討会は、学識経験者、中間支援組織、企業関係者、大学関係者等の中から、生活文化局長（以下「局長」という。）が委嘱する20名以内をもって構成する。

(検討事項)

第3 検討会は、次の事項について検討し、局長に進言及び助言する。

- (1) 社会貢献活動を推進するための基本的な考え方・方向性に関すること。
- (2) 多くの企業、大学、NPO等による東京の特性を活かした取組
- (3) 町会・自治会等による地域の課題解決に向けた取組
- (4) 行政の役割・施策に関すること。
- (5) その他必要な事項

(委員の任期)

第4 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第5 検討会に、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第6 検討会は、座長が招集する。

- 2 検討会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決すると

ころによる。

- 4 検討会を招集するときは、各委員に対して、検討会の日時、場所、議題及びその他必要な事項をあらかじめ通知する。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由の場合は、この限りではない。
- 5 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(専門部会等)

- 第7 第3に掲げる事項を検討するため必要があるときは、検討会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、検討会委員の中から座長が指名する委員及び局長が別途委嘱する委員9名以内をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会を招集し、部会の事務を掌理する。また、専門部会の経過及び結果を座長に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(公開等)

- 第8 検討会は、公開で行うものとする。ただし、検討会の決定により非公開とすることができる。
- 2 検討会の会議録は、公開するものとする。ただし、検討会の決定により会議録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 専門部会は、非公開で行うものとする。
- 4 専門部会の会議録は、非公開とする。

(庶務)

- 第9 検討会及び専門部会の庶務は、生活文化局都民生活部において処理する。

(その他)

- 第10 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

4. 検討会委員名簿

共助社会づくりを進めるための検討会委員名簿

(平成27年6月29日現在)

青柳 光昌	公益財団法人日本財団ソーシャルイノベーション本部上席チームリーダー
◎市川 一宏	ルーテル学院大学学事顧問・教授
市川 享子	明治学院大学ボランティアセンターコーディネーター
今村 久美	認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事
太田 貴二	港区芝地区総合支所協働推進課長
岡林 秀樹	公益財団法人損保ジャパン日本興亜福祉財団専務理事
北邑 和弘	ボランティア活動センターこくぶんじセンター長
後藤麻理子	認定特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会事務局長
杉崎 友則	東京商工会議所地域振興部都市政策担当課長
鈴木 訪子	荒川区社会福祉協議会地域ネットワーク課長
須田木綿子	東洋大学社会学部社会福祉学科教授
中村 廣子	新宿区町会連合会副会長
新田英理子	認定特定非営利活動法人日本NPOセンター事務局長
堀 久美子	UBS証券株式会社コミュニティ・アフェアーズ&ダイバーシティ エグゼクティブディレクター
松本 美奈	読売新聞東京本社専門委員
武藤 裕代	青梅市市民部市民活動推進課長
森山 誉恵	特定非営利活動法人3keys代表理事
○山崎美貴子	東京ボランティア・市民活動センター所長

(五十音順・敬称略、◎は座長、○は副座長)

5. 検討会検討テーマ

回次	開催日時	テーマ
第1回	平成27年6月29日	共助社会づくりを進めるための方策について
第2回	平成27年8月14日	共助社会づくりを進めるための方策についての論点整理
第3回	平成27年9月9日	共助社会づくりを進めるための具体的な方策について
第4回	平成27年11月30日	共助社会づくりを進めるための提言（中間報告）について
第5回	平成27年12月16日	共助社会づくりを進めるための提言について